令和８年熊本地震非常災害復旧復興本部（第２回）
議事録

日時：令和８年 11 月 13 日（金）８時３５分～８時５０分
場所：官邸４階大会議室

１．開会

２．「令和８年熊本地震からの復旧・復興プラン」
（熊本県知事）
〇高市総理をはじめ関係閣僚の皆様、本日はこのような機会を頂戴いただいたこと、厚く感謝申し上げる。
〇政府におかれては、発災直後から非常災害対策本部及び現地対策本部を設置し、応急フェーズにおける課題解決に向けた支援、そして９月からは非常災害復旧復興本部及び現地調整本部を設置し、復旧復興の後押しとなる支援をいただくなど、常に被災地熊本に心を寄せ、お力添えをいただいてきたことを重ねて御礼申し上げる。
〇令和８年熊本地震の発災から３か月が経過した。被災地では仮設住宅の整備・入居や公共土木施設などの復旧が進められるとともに、中小企業者、農業者などのなりわい再建に向けた補助金申請の受付けも始まった。復旧復興に向けた取組が確実に進んでいる。
〇また、かねてより要望していた医療機関、私立学校などにおける「なりわい再建支援補助金並み」の特別な財政支援について、先日、厚生労働省から医療機関に対する支援要綱が示され、また文部科学省からは今月５日に関文科大臣から私に対して直接、私立学校、専修学校に対する新たな補助制度の創設の方向の調整がついたとご回答いただくなど、熊本県の要望を確実に実現していただいた。
〇これらの支援は政府において８月にご決定いただいた「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」、いわゆる「支援パッケージ」に盛り込まれた内容が一つひとつ確実に具体化したものであり、厚く、厚く御礼を申し上げる。
〇今後は、本格的な復旧、そしてその先の創造的復興を見据え、取組を加速させる必要がある。熊本県では本格的な生活再建と地域経済の回復・発展を一日も早く、そして一歩でも前に進めていくため、被災市町村との意見交換を重ねたうえで、被災地域の再生の指針となる「復旧・復興プラン」を 10 月 30 日に策定した。
〇本日は「復旧・復興プラン」の概要をご説明申し上げる。１ページをお願いする。
〇まず復旧復興の３原則として、「痛みの最小化」、そして地震前の熊本に単に戻すのではなく、「創造的な復興」、「さらなる発展につなげること」を掲げている。この３原則は 10 年前の地震の際に掲げたものを継承している。
〇そして本プランでは、「最速で目指す痛みの最小化」という「復旧パート」、それと、中長期的視点で「重点的取組みによる被災地の新たな創造的復興」という「復興パート」の２段構成としている。そのうえで、この目指す姿として「共に創る　強靭なふるさと熊本～被災地に希望あふれる「新たな創造的復興」～」という目標を掲げている。県民の皆様と共に災害に強く、

そして誰もが希望を持てる熊本の未来、これを、しっかり切り拓こうという私の強い決意である。
〇２ページ目をお願いする。
〇こちらは「復旧パート」の施策一覧である。大きく５つの柱としている。
〇第１に「命と健康を守る被災者再建」では、避難所運営マニュアルの改定や被災者等への心のケアを行う。
〇第２に「住まいと暮らしの再建」では、令和９年 12 月までの公費解体完了を目標に掲げるとともに、今回の被災地域で多く利用されている飲用井戸の復旧などに対応してまいる。
〇第３に「社会基盤の早期復旧」では、道路、海岸堤防、港湾などの各種インフラ、そして文化財の早期復旧に取り組んでまいる。
〇第４に「地域経済・なりわいの再建」では、「なりわい再建支援補助金並み」の補助金による被災企業の施設の復旧や復興応援割などの活用を通じて、なりわいの再建を支援してまいる。
〇第５に「防災・減災」では、総合防災訓練や新たな研修体系の構築などを通じてさらなる災害対応力の向上に取り組む。
〇３ページをお願いする。
〇続いて被災地の創造的復興に向けた「復興パート」の一覧である。
〇第１に「地域経済の再興」では、この地域特産のいぐさ、梨、トマトなどの農林水産物の持続可能な産地づくりや、整備中の県営八代工業団地への企業誘致によって強靭な経済基盤を築いてまいる。
〇第２に「ひと・まち・文化の創造」では、マンガ・アニメ等のコンテンツの活用、また今回の地震に係る記憶と記録の継承に取り組んでまいる。
〇第３に「守る基盤の構築」では、国の防災局の誘致や国道３号を始めとした道路の強化などのインフラの強靭化に加え、今後起こりうる地震に備えた津波対策等の推進など、「正しく恐れ、正しく備える」取組を進めてまいる。
〇下段にはプラン実現に向けた横断的な取組や視点を記載しているが、熊本県としては被災市町村の課題にしっかり寄り添って伴走型で支援していくとともに、国からのご支援も含めて必要な財源、人材を確保しつつ、行政の支援が届きにくい分野については官民連携により、またデジタル技術も最大限活用しながら、過去の災害からの創造的復興の取組と連携し、被災地域のさらなる発展につなげてまいる。
〇以上が熊本県の復旧・復興プランの概要である。熊本県では一日も早く目指す姿である「共に創る　強靭なふるさと熊本」を目指し、これからも市町村、関係機関と一丸となって全力を尽くしていく所存である。政府におかれては、決定いただいた「支援パッケージ」や私たちが策定した「復旧・復興プラン」を踏まえ、その進捗状況に応じ、引き続き息の長いお力添えを賜りたいと思う。よろしくお願い申し上げる。

３．熊本地震からの復旧・復興に向けた取組について

（内閣官房長官）

〇令和８年熊本地震が発災した７月２８日、政府は、総理を本部長とする「令和８年熊本地震非常災害対策本部」を設置し、熊本県と連携しながら、現場ニーズに即して、迅速な人命救助や被災者支援、被災自治体の財政支援等の取組を進めてまいった。

〇また、被災地は、「平成２８年熊本地震」、「令和２年７月豪雨」、「令和７年の大雨」に続き、今般の災害によって「四重苦」に見舞われたことから、被災された方々が一日も早く平穏な生活を取り戻せるよう、緊急に対応すべき施策を「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」として、８月２７日に取りまとめた。

〇９月１日には、総理を本部長とする「令和８年熊本地震非常災害復旧復興本部」を設置し、復旧・復興フェーズに移行したところである。

〇この本部においては、同パッケージの進捗状況をフォローアップするとともに、先程、木村知事よりご説明のあった「令和８年熊本地震からの復旧・復興プラン」を支援してまいる。引き続き、被災地の声にしっかり耳を傾け、関係省庁が一体となって、被災者の生活となりわいの再建支援に全力を尽くしてまいる。

（防災大臣）

〇11 月２日、防災庁が発足した。国難級の大規模災害においても国民の生命、身体、財産を守り抜くため、災害対応の司令塔として我が国の防災体制を強化し、世界一の防災大国を目指すとともに、令和８年熊本地震からの復旧・復興を、今まで以上に、強力に支援してまいる。

〇今なお、２０カ所の避難所で、８百人以上の方が、避難を余儀なくされている。

〇本格的な冬を迎えるに当たり、被災者の皆様が、寒さや保健・衛生面などに対して、不安を抱くことのないよう、避難生活環境の改善に努めて参る。

〇引き続き、防災庁が司令塔となり、関係省庁、県、市町と緊密に連携し、被災者に寄り添った迅速な支援に取り組んで参る。

（総務大臣）

〇令和８年熊本地震は、過去の度重なる災害からの復興途上において発生した災害であり、長期にわたって復興に向けた取組が必要と見込まれることから、熊本県が設置する復興基金に対し、特別交付税措置を講じる。

〇特別交付税措置額につきましては、平成 28 年熊本地震と同様の考え方により算定し、520 億円とする。

〇この復興基金については、先月 30 日に熊本県が策定した復旧・復興プランに基づき県や県内市町村が行う、住民のニーズに沿ったきめ細かな支援策に活用されることを想定している。

〇総務省としては、熊本県が策定した復旧・復興プランに沿った施策の実施に支障が生じないよう、引き続き、被災地の実情を丁寧に伺いながら、適切に対応してまいる。

（財務大臣）
〇令和８年熊本地震からの復旧・復興に向けた取組に係る予算面の対応については、これまで、８月４日と２８日に、それぞれ２４２億円と１，４７８億円の予備費の使用を迅速に決定するなど、財政当局としてもしっかりと対応しているところ。
〇熊本県が設置する復興基金については、総務省を中心に検討を行い、今般、特別交付税を措置することとしている。今後、当該基金を活用し、熊本県が策定した「復旧・復興プラン」に基づく住民ニーズに沿ったきめ細かな支援策が実施されることを期待している。
〇また、１０月９日、熊本地震で被災した事業者の多重債務対応と復興支援を行うため、地域経済活性化支援機構（ＲＥＶＩＣ）は、中小企業基盤整備機構や地元の地域金融機関と共同で、総額最大５０億円規模の「令和８年熊本地震復興支援ファンド」を設立することを決定した。
〇引き続き、関係者と緊密に連携しつつ、必要な対応を適切にとってまいる。

（文部科学大臣）
〇文部科学省では、
・大きな被害を受けた学校施設の補修又は建て替えの必要性を判断するための被災度区分判定の実施や、
・きめ細かな学習指導等のための教職員加配や心のケアのためのスクールカウンセラーの追加配置、
・被災した文化財の緊急的な救援や復旧支援
など、必要な支援に取り組んでいるところ。
〇また、この度、被災した私立学校・専修学校等の学校法人等に対して、
・「なりわい再建支援補助金」並みの高い補助率と、
・多重被災学校法人に対する定額補助
による支援を実施することを決定した。
〇文部科学省としては、今後とも関係機関と連携しながら、復興支援に全力を尽くしてまいる。

（厚生労働大臣）
〇厚生労働省としては、地域雇用の維持・確保や、被災者・被災地の保健・医療・福祉の復旧・復興に力をいれてまいる。
〇雇用維持支援に関しては、新たに、被災事業所に在籍しながら出向先事業所で働く「在籍型出向」により労働者の雇用を維持する場合に、出向期間中に支払う賃金の一部を助成する産業雇用安定助成金の特例措置を講じた。雇用調整助成金の特例とあわせて、積極的な周知・広報と迅速な支給に努めてまいる。
〇医療機関等の災害復旧について、特例措置の具体的内容を提示したところであり、災害査定事務手続の簡素化等も含め早期復旧を支援してまいる。
〇今後とも被災地の事業者や自治体のニーズを丁寧に把握しながら全力で支援を行ってまいる。

（農林水産大臣）

〇農林水産省では、被災農業者が支援を円滑に活用できるよう、市町が「ワンストップ相談窓口」を設置し、国の職員も常駐し、これまで約 2,200 件の相談に応じている。現場では、事前着工も活用し、いぐさの機械の輸送や、落果した梨の処分等、営農継続に向けた取組が着実に進んでいる。

〇また、用水の需要が高い時期に断水が生じたが、関係者が一致団結して応急対策や節水に取り組み、用水供給を再開した。結果として、熊本県が日本一の生産量を誇り、冬場の３割を占めるトマトについては、予定どおり 10 月から収穫を開始し、私が先月末、現地を訪ねた際にも、その収穫量は例年と同量を維持し、品質も良好との報告を受けている。

〇農林水産省としては、被災施設の本格的な復旧を進めるとともに、被災された営農者が着実に農業を継続できるよう、全力をあげて取り組んでまいる。

（経済産業大臣）※経済産業副大臣　代読

〇被災事業者の復旧支援として、熊本県が「自治体連携型補助金」を活用し措置した「くまもと事業者再出発支援補助金」では、これまでに 53 件の申請があったと承知している。一方、「小規模事業者持続化補助金」では、476 件の申請を受け付けている。

〇加えて、既往債務が復旧・復興に必要な資金調達の妨げとならないよう、事業再生を図る事業者に対する震災前の債権を買い取る「令和８年熊本地震復興支援ファンド」を年内を目途に組成する。

〇引き続き、経済産業省として、被災事業者の実態を丁寧に把握しながら、総力を挙げて復旧・復興に向けた取組を進めていく。

〇また、熊本県の復旧・復興プランに掲げられた、中小企業等の BCP 策定促進については、「事業継続力強化計画（簡易版 BCP)」の策定を中小機構や商工会・商工会議所が伴走支援するといった形で後押ししていく。

〇中小企業の事前防災は、今回の熊本地震の極めて重要な教訓であり、「事業継続力強化計画（簡易版 BCP)」の認定に、棚の固定など基本的な防災対策の実施状況を含む審査項目を追加することにより、中小企業の事前防災への取組の強化を促していく。

〇また、今後の災害では、施設・設備の復旧補助金を活用する事業者に対し、次の災害への備えとして、中小企業には「事業継続力強化計画（簡易版 BCP)」の策定、小規模事業者には「防災診断シート」の活用を求める。

〇事前防災を実施しない事業者は、災害時の被害が拡大すると想定されるため、事前防災対策に取り組む事業者を抜本的に増やさなければならない。このため、事前防災対策の取組の有無に応じた被災事業者支援の合理的な扱いがされるよう検討していく。

〇引き続き、これまでの被災事業者支援の実績を踏まえ、防災大臣と連携し、中小企業の事前防災の推進に強力に取り組んでいく。

（国土交通大臣）

〇令和８年熊本地震に対応し、国土交通省として熊本県が策定した「復旧・復興プラン」の実現をしっかりと後押ししてまいる。

〇具体的には、住まいの確保について、建設型応急住宅の年内整備を目指し、住宅関係団体と連携して施工体制を確保してまいる。

〇観光復興については、10 月１日より開始した「九州ふっこう応援割」を各県と連携し、引き続き円滑かつ効果的に実施してまいる。

〇インフラの復旧については、来年末には九州道の対面通行を解消するほか、復旧・復興の施工体制の確保に向け、来週 16 日に官民連絡会議を立ち上げる。

〇井戸については、来年４月末までの洗浄完了を目指し、技術的支援を行うとともに、井戸掘削業者の確保に努めてまいる。

〇これらの対応を通じ、被災地の一日も早い復旧・復興に、引き続き全力で取り組んでまいる。

（環境大臣）

〇公費解体を含む災害廃棄物の処理については、熊本県が公表した「復旧・復興プラン」で、令和９年 12 月中の終了を目指す方針が示された。環境省では、この達成に向けて、財政支援や人的・技術的支援を行っている。

〇被災地では、損壊家屋等の緊急公費解体に加え、申請型の公費解体が始まっており、11 月９日時点で、25 自治体で申請受付を開始している。

〇災害廃棄物の処理終了目標を達成できるよう、引き続き課題を丁寧に把握し、熊本県とともに被災自治体を支援してまいる。

４．非常災害復旧復興本部長発言

＜非常災害復旧復興本部長（内閣総理大臣）＞

〇今朝は、ご多用の中、熊本県・木村知事のご出席を賜りましたこと、心から感謝を申し上げる。

〇知事が説明をされた『復旧・復興プラン』が掲げる「最速で目指す痛みの最小化」を実現し、被災地の「創造的復興」につなげていくためには、国と県、市町村が目標と課題を共有し、具体的な取組を着実に進めることが重要である。

〇各大臣は、防災庁を司令塔として、県をはじめとする関係自治体と緊密に連携し、『復旧・復興プラン』の実現に向けた支援を進めてください。

〇熊本県が設置する復興基金に対しては、平成２８年熊本地震と同様の考え方により、５２０億円を特別交付税により措置することとする。これにより、県が策定した『復旧・復興プラン』に基づき、県や県内市町村が行う、多重被災者への手厚い支援や、井戸の復旧をはじめとした被災地域特有の課題への対応など、住民の皆様のニーズに沿ったきめ細かな事業を支援する。

〇発災から１００日余りが経過し、被災地は、被災後、初めての冬を迎える。

〇細野防災大臣を中心に、避難所などに避難されている方々が、寒さや保健・衛生面などに不安を抱かれることのないよう、避難生活環境の改善に重点的に取り組むとともに、建設型応急住宅の年内整備に向けた取組を加速してください。

○『復旧・復興プラン』で、公費解体について、令和９年１２月中の終了を目指す方針が示されている。
○笹川環境大臣は、その円滑な実施に向けて、財政支援や人的・技術的支援を更に進めてください。
○また、井林国土交通大臣を中心に、公共土木施設などの復旧、井戸の早期復旧に向け、施工体制の確保など、取組を進めてください。
○度重なる災害で被災された事業者の皆様、厳しい状況に置かれている。
○片山財務大臣、髙木経済産業副大臣は、年内を目途に組成する「令和８年熊本地震復興支援ファンド」などにより、被災事業者の事業再開に向けた取組を更に進めてください。
○政府が『支援パッケージ』にまとめた施策を着実かつ迅速に推進するとともに、本日、木村知事にご説明いただいた『復旧・復興プラン』をしっかりと支援することで、被災された方々、被災自治体のために、政府一丸となって取組を進めてまいりましょう。

（熊本県知事）
○復興基金に向けて、前回の地震を上回る 520 億円を措置していただけるという、大変ありがたいお言葉をいただいた。今日、政府の皆さん、関係閣僚の皆さんにお聞きいただいたこの復旧復興プラン、市町村と一緒になって全力で進めてまいりますので、これからも、熊本への息の長いご支援を何卒よろしくお願いする。本日は誠にありがとうございました。

５．閉会

（以上）